

防災推進国民会議の運営について（案）

平成27年9月17日

防災推進国民会議議長決定

（会議の公開）

1. 会議は、原則として公開とする。ただし、議長は、正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（議事要旨）

2. 会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、公表する。

（幹事会）

3. 防災推進国民会議（以下、「国民会議」という。）の運営に関する検討、調整を行うため、防災推進国民会議幹事会（以下、「幹事会」という。）を開催する。
4. 幹事会は、国民会議を構成する有識者（以下、「議員」という。）又はその者があらかじめ指名する代理の者により構成し、議長又は議長があらかじめ指名するその代理の者が幹事長となって主宰する。
5. 幹事長に事故がある場合は、幹事会を構成する者（以下、「幹事」という。）のうちからあらかじめ幹事長が指名する者が、その職務を代理する。
6. 幹事会は、国民会議の運営に関する個別事項の検討等を行うため、必要に応じて企画検討チームを開催することができる。ただし、議員の依頼期間の満了日を越えて継続することはできない。
7. 企画検討チームは、幹事長が指名する幹事のほか、必要に応じて幹事長が指名する議員及び幹事以外の有識者（以下、「外部有識者」という。）をもって構成する。
8. その他幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が定める。